

## 震災対策検証委員会設置要綱

### (設置)

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により明らかになった防災上の諸課題を洗い出し、岐阜県で大規模震災が発生した場合を想定し、防災体制の基本計画である「岐阜県地域防災計画」及び「岐阜県地震防災行動計画」の両計画、並びに「岐阜県地震災害等医療救護計画」などの防災関連計画が適切であるか総点検を行うことを目的とし、震災対策検証委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員会の委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

### (運営)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (分科会)

第5条 委員会は専門的なテーマを検証するため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会の事務局は、テーマの関係部局に置く。

### (事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、岐阜県危機管理課に置く。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。